

1 内壁仕上塗材の点検進捗状況

(1) 点検の目的

市有施設での維持管理に係る点検ルール等を定めていない内壁仕上塗材について、劣化に伴うアスベストの飛散状況の確認を行い、取扱いを決定する。

【点検後の取扱い(予定)】

全ての点検実施施設で、アスベストの飛散がないことを確認できた場合は、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づく**点検の対象外**とする。

(令和元年度第2回札幌市アスベスト問題対策会議で決定)

(2) 点検の概要

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ しゅん工(直近内壁改修)から50年以上経過している施設 ・ 内壁に吹付け工法及び工法が不明な仕上塗材が使用されている施設 ⇒ 21施設・40棟
点検実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者(所管課) [一般会計施設は環境都市推進部からの予算委託(配分)により実施]
点検内容 (業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定性分析(仕上塗材のアスベスト含有状況の確認) ・ 劣化度判断※1(仕上塗材の損傷、劣化状況の確認) ・ 室内環境測定(損傷、劣化している仕上塗材周辺でのアスベスト飛散状況の確認)

※1 建築物石綿含有建材調査者等の専門家に委託

(3) 点検の進捗状況(10月末現在)

点検内容	対象	実施状況	
定性分析	・ 「(2) 点検の概要」の対象施設と同じ	・ 実施済み(進捗率)	35%
		・ うちアスベスト含有	2施設・2棟
劣化度判断	・ 定性分析で「アスベスト含有」となった施設	・ 実施済み(進捗率)	50%
		・ うち著しい損傷、劣化	0施設・0棟
室内環境測定	・ 劣化度判断で「著しい損傷、劣化」となった施設	・ 対象施設なし	

2 今後の予定

(1) 点検スケジュール

令和3年1月末

点検結果報告期限(施設所管局区⇒環)環境対策課)

(2) 取扱い決定

令和3年2～3月

令和2年度第2回アスベスト問題対策会議で内壁仕上塗材の取扱いを決定

令和3年3月

札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領に反映